

## ACSV Monthly Letter

## ● 予定納税

法人税等、所得税、消費税等では、前年度の税額が一定以上になると「予定納税」が必要となります。予定納税は、その年度の税額の一部をあらかじめ納付するもので、確定申告で差し引かれます。納め過ぎとなった場合は還付され、加算金がつく場合もあります。

法人税等	期限	事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月
	納付額	(前事業年度の確定年税額) × 1/2 <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の税額が10万円以下の時は、予定納税は不要です</li> <li>上記の(前事業年度の確定年税額)は、税額控除等を差し引きます</li> <li>法人住民税は、法人税(国税)の予定納税義務がある場合に、予定納税する必要があります。</li> </ul>
所得税	期限	1期:7月31日 2期:11月30日
	納付額	(予定納税基準額) × 1/3 <ul style="list-style-type: none"> <li>上記の税額が5万円未満の時は、予定納税は不要です</li> <li>上記の(予定納税基準額)とは、経常的な所得(事業、給与、不動産、配当など)に係る所得税額から、それらに係る源泉徴収税額を差し引いた金額です</li> </ul>
消費税等	期限	法人は事業年度開始の日から、個人は1月1日から、 ① 確定年税額が48~400万円:6か月を経過した日から2か月 ② 同400~4800万円:毎3か月を経過した日から2か月 ③ 同4800万円超:毎1か月を経過した日から2か月
	納付額	(前事業年度の確定年税額) × ※ ※ ①は1/2、②は1/4、③は1/12

事業が悪化したことなどにより、実額が減っていると見込まれる場合は、仮決算などをして中間申告又は減額申請することもできます。

## 【夏季休業のお知らせ】

8月13日(火)~15日(木)は夏季休業させていただきます。お盆明けは8月16日(金)から営業予定です。ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。

## ■ 税務カレンダー

	内容	備考
8月	個人事業税納付(第1期) 個人住民税納付(第2期)	
9月	—	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です(納期特例を除く)。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。